

「有機農業公園」をつくろう

身近な農の風景で食と農をつなぐ

都会の人々が有機農業を実感できる身近な公園が「足立区都市農業公園」です。有機農業による田畠の管理をしているNPO日本有機農業研究会は、有機農業推進施策の一つとして各地にこのような公園をつくることを提案しています。

有機農業の田んぼや畑のある公園

大都市東京の北部、荒川河川敷に沿って、足立区民が四季の移り変わりを楽しむ緑豊かな「足立区都市農業公園」があります。かつては農村地帯が広がっていた区内の一画に田園風景を残すと、約6haの公園敷地内に古民家や田畠、果樹を配置、併せて自然観察や農業体験の催し、農園産の野菜の直売コーナー、レストランなどを整備した「自然と遊ぶ、自然に学ぶ、自然と共に生きる」を掲げる「有機農業のテーマパーク」です。

公園内の田んぼ（12ha）、畑（35ha）、果樹（梅、ブドウ）を本格的な有機農業（有機農法）で管理しているのはNPO日本有機農業研究会（以下、日有研）。プロの熟達した有機農家による指導で公園職員と農業ボランティアにより、日々の農作業が行われ、やや規模は小さいながらも多様性に富んだ有機農園が再現されています。2004年から始

まつたこの十数年に及ぶ有機農業管理により、公園には有機農業による美しく力強い田んぼや畑が出現。ギンヤンマやカルガモも飛んで来るよう、豊かな環境が息づくようになりました。

田んぼは、体験教室の子どもたちも種まき、稻刈りに訪れます。畑には、有機農家の食卓に並ぶありとあらゆる野菜—小松菜、カブ、水菜、ホウレンソウなどの葉菜類、人参、大根、ゴボウなどの根菜類、サトイモ、ジャガイモ、サツマイモなどイモ類、さやえんどう、スナップえんどう、大豆、ソラマメなど豆類、ネギや玉ねぎなど、およそ60品目が作付けされていて、それぞれの季節に苗から育つ過程が見てとれます。

畑では、サトイモ、サツマイモ、ジャガイモ、玉ねぎなどを植え付けから収穫まで体験する教室が各種開かれており、家族連れでにぎわいます（区民を優先した事前応募による）。隔週土曜日に開催されている野菜づくり。

このようにして、足立区都市農業公園は、農のある風景を見て楽しむだけでなく、都会

り教室では、その時々の栽培管理のポイントが伝授されます。そして、事務所棟のロビーには直売コーナーが設けられ、公園で収穫された野菜が買えるし、併設のレストランでは「公園ランチ」を食べることができます。

この他、コロナ禍対応で中断されていますが、以前は、家庭菜園や小規模農家向けの本格的な有機農業の技術講座（隔週）も、茨城県の魚住道郎さん（魚住農園、日有研理事長）の講師で開かれていました。落ち葉や池に生えているヨシを使つた踏み込み温床や堆肥枠を使つた堆肥づくり、中型機械を使う屋根付き堆肥施設での切り返し作業、小型の播種機を使つた種まきもプロの技を伝えます。

日常の農作業には、農場ボランティアとして日有研会員が加わっているほか、新規就農者も加わって実地で農業技術を見習うことができる場としても機能しています。



久保田 裕子

くぼた・ひろこ
NPO日本有機農業研究会副理事長
1972年お茶の水女子大学卒業後、国民生活センターで消費者問題・有機農業運動等をテーマに編集・調査研究等に従事。1996年から國學院大學経済学部教員（消費経済学）、2020年定年退職。1996年から日本有機農業研究会理事。

足立区都市農業公園案内図（同ホームページから）



の子どもや大人が土に触れ、農作業の一端に参加して農を実感できる場となっています。また、地の利と公園という公共施設を活かし

そこで日有研は、管理開始から3年以上経過した2007年、一般向けの活動報告レポート『有機農業公園』をつくる——有機で豊かな環境と人々のつながりを』（日有研発行）の中で、各地に「有機農業公園」をつくることを有機農業推進施策として提言することにしました。それ以降、有機農業推進基本方針の策定時（後述）や有機農業推進議員連盟勉強会など折りあるごとに提案しています。

有機農業推進施策として提案へ

2007年は、ちょうど、その前年に成立了有機農業推進法に基づく最初の「有機農業推進基本方針」を策定する議論が起きました。この有機農業推進法こそは、当時、日本における有機農業運動30年以上の成果を踏まえ、有機農業運動の内部から発案され、超党派の議員立法で作られた市民立法の法律です。この法律は、食料・農業・農村基本法（1999年）に定める「農業の自然循環機能の維持増進」をはじめとする環境、食の安全の規定を具体化するもので、国・地方自治体が総合的施策により有機農業を推進する責務があることを明瞭にしました。

しかしながら、現時点では全農地面積に占める有機農業の割合は0・5%程度。有機農業の有する多様な意義に引き合わせてみると、なんとも心細い限りです。日有研は、次

のようないい提言を「みどりの食料システム法」制定後の課題の一つとして挙げています（会誌『土と健康』2022年7・8月号）

- ▽「有機農業」に資する本格的な農学研究、調査研究、及び教育を
- 各地のこれまでの有機農家の実践・成果を共有し、発展を視野にいれて有機農家等の協力を得ながら、「有機農業」に資する本格的な農学研究、調査研究、及び教育を、①大

た身近な所で、農家の人にとつても間近に有機農業の田畠のようすが見られる、さながら展示圃場の役割も果たしているようです。

とにより広がる多様な意義があります。次世代に伝え、残したいものは、やはり、田にはトンボやゲンゴロウがいて、畠にはミミズがいる、生命の躍動を実感できる有機農業でしょう。2020年4月に更新された第3次有機農業推進基本方針では、内外の情勢変化を踏まえ、その目的部分に、「有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになっており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する」という一文が加えられました。有機農業は、SDGs項目の多くに貢献できるし、農業・農村の衰退を救う鍵ともなりうる農業の在り方なのです。

▲(上から) 足立区都市農業公園の古民家の前に広がる田畠、あづじくの雨の田植え、イモ掘り体験、玉ねぎの収穫体験
(写真提供: 平島芳香氏・筆者)

学・大学院、②各地の農業大学校、③各地の農林環境専門職大学、④農研機構、地方自治体農業研究所等において強化すべきである。そして、これらを通して、有機農業の指導者、有機農業の担い手の育成にもつなげていく。

▽有機農業の生産拡大に欠かせない「有機種子・種苗」の供給体制の整備と支援を

質の高い有機農業の生産拡大に欠かせない「有機種子・種苗」の供給体制を整備すると共に、自治体や民間有機農業団体等が行う有機種子の供給活動を支援すること。また、「在来品種」「地方品種」の保存・継承活動を支援すること。そのための国の法律、及び自治体においては条例を整備することも必要である。

▽「有機」表示と認証・確認のしくみの改善を

地域で生産者と消費者が緊密な「提携」で取り扱う農産物について、関係者による参加型保証（たとえば、国際有機農業運動連盟

IFOAM-Organics International の

Participatory Guarantee System: PGSSに準じる方式による認証等）により有機農業に関する表示が可能になるよう、「有機」表示と認証・確認のしくみの改善を図ること。

そして、「有機農業公園をつくろう」という、次の提案です。

▽市民・農家等に身近な「有機農業公園」や



体験農場などの整備・運営
身近なところで有機農業の実践風景を見たり体験できる「有機農業公園」や体験農場などを、①自治体、②農協、生協など協同組合、③NPOなどの市民団体、民間の研究所等がつくり、運営することができるようしたり、支援すること。それにより、有機農業への理解が深まり、有機農業推進につながる。

「有機農業公園」をつくろう

この十数年にわたる足立区都市農業公園の有機農業管理事業の統括をしてきた魚住道郎日有理事長は、次のように話しています。
「都会の人は、一日中、土をさわることがない。土が身近にあり、誰でも見たりさわつたりできる有機農業公園の田畠は、住民にも近隣の農家にとつても、貴重な存在です。実

際には有機農業でどのように作物ができるのか、作業はどのようなものかもよくわかります。キヤベツ畑にモンシロチョウが飛び交い、アオムシがたくさん付いていても、しばらくすると立派に再結球するキヤベツを見れば、有機農業の土や作物のもつ力強さや美しさを見てとれます。食べものと農業とのつながりも、実感できるでしょう。」

それでは次に、「有機農業公園」の有機農業推進施策としての意義について、足立区都市農業公園の有機農業の管理を通してわかつたことを挙げてみます。
①自然環境を活かした緑豊かな場と空間は、地域住民や来園者の学びや憩いの場となつている。

②その中にある田畠は、周辺の河川や河川

* CSA : 地域支援型農業 (Community Supported Agriculture)。生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物の契約を通じて、流通業者などを介さずに旬の「野菜セット」を定期購入する仕組み。

◎ 特集 農と共にあるまち

- 敷、樹木の繁る木立、草はらの広場、池や水路などのある生態系と一体となって、その地域一帯に豊かな環境をつくり出している。
- ③田畠には、年間を通して関東地方の有機農家と同じような多種類の作物が植え付けられ、有機農業で四季折り折りの作物が元気に育つようすが見てとれる。
- ④都会の中の公の場にあり、しかも見るだけでなく、イネづくり体験教室をはじめとする食農教育や環境教育の場となっている。
- ⑤畑で栽培される農産物が園内のレストランの「公園ランチ」の食材になり、食と農のつながりが実感できる。
- ⑥公園にある有機農業の田畠は、近隣の農家や新規就農希望者、家庭菜園を行う人々が有機農業を実地で間近に見られる場となっている。
- ⑦有機農業の技術が常時公開されており、作付け作目やつくり方も具体的に提案されてい
- る。
- ⑧このような田畠を有機農業の研修の場として利用することも可能である。
- ⑨有機農業の田畠の視察・講習の場として利用することも行われている（たとえば海外からはカリブ海地域のグループが国連の派遣視察で来園）。
- これらを「有機農業公園構想」として言い換えると、次のようにになります。
- ①目的

- 食べものの基本となる田畠・樹園地を身近な、誰でも入れる公園または公的な場所で見たり、触れたりできるようにし、食と農への理解を深める。田畠等の管理は有機農業で行い、有機農業への理解を広げる。
- ②意義と内容
- 関連して、子供から大人、シニアまで各年齢層に合わせた各種の農業体験教室、自然観察教室、家庭料理教室等の食農教育、環境教育等の事業を行う。なお、田畠等は、近隣の農家・家庭菜園者など農業技術の習得の場、新規就農者の研修の場としても活用していく。
- ③事業主体と運営
- 事業主体は、地方自治体や国、公益団体、NPOなど、公的なものが考えられる。事業主体と運営管理を分け、それぞれの専門集団を活用することもできるだろう。
- ④規模と構成
- 規模は、地域の特性に合わせ、10~100haにわたり大小さまざまよい。目的とする内容により、また、地域の自然環境によって、おのずとその規模が決まる。
- できれば、有機農業は有畜複合の形をとり、耕種部門の田畠と畜産を組み合わせた設定を基本に捉える。さらに、景観や有機物資源の補給の観点からも、周囲の山林（いわゆる里山）を確保したほうがよい。
- ⑤生産物の活用など
- 公園の生産物は、場内の直売所で販売する

ほか、併設のレストランで調理し、来園客に提供するなどの工夫が望まれる。

その地域の気候・地形などの特色を活かし、農的自然環境を維持しつつ、多くの人々に有機農業の持つ魅力を堪能してもらえる有機農業公園をめざす。

地域自給と農的文化社会への視野を

今、農村で求められているのは、大規模な農業の担い手だけでなく、小規模であっても地域に根差した農家が農業を続けられることです。農家だけでなく、家庭菜園・市民農園・コミュニティ農園等で自給のために農を営む人々や新規就農者の受け入れも含め、地域に住み続ける人々や関係人口を増やすことも必要です。それには、伝統農法を活かした多品目栽培の有機農業で地域の消費者と手を組む産消提携・CSA*や直売所、朝市・マルシェなどを活用した地産地消の循環的な取り組みが有効になるでしょう。

そのためにも、子どもの頃から自然の中で遊び、農に触れて肥沃な土のもつ生命力・生産力への感性を養うことが遠遠なように見えても近道です。まずは身近なところに有機農業の理解の場をつくりだし、理解者と支持者をつくりだすことが、有機農業を広げることにつながるでしょう。そのような大小それぞれの個性ある有機農業公園を各地につくついくことが急務です。